

栗山中央病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策の基本的な考え方

患者と病院職員に安全で快適な医療環境を提供するために、感染予防と感染制御の対策に取り組みます。

2. 院内感染対策の組織

病院における感染対策の策定と推進のために、院内感染対策委員会を設置し、月1回定例会議を開催し、週1回程度院内ラウンドを実施します。また、感染抑制チームは日常業務での感染対策や病院感染発生時の迅速な対応、啓発、教育を目的として、組織横断的に活動します。

3. 職員の感染防止対策研修

感染防止に関する意識の向上を図るため、全職員に対して研修を年2回以上行います。

4. 感染症発生状況の報告

病院における感染症の発生状況は、院内感染対策委員会及び感染抑制チームが把握し院内に周知します。

5. 院内感染発生時の対応

感染症患者が発生した場合は、院内感染対策委員会及び感染抑制チームに報告し、必要な対応を行います。「感染症患者」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の対象疾患や院内感染の恐れがあると判断されるものすべてをいいます。

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、速やかな対策を講じます。

届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

6. 患者等による指針の閲覧

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や求めがあった場合には積極的な閲覧の推進に努めます。

7. その他医療安全の推進

「院内感染対策マニュアル」を整備して全職員に周知徹底を図ります。また、このマニュアルの見直しを随時行います。

令和7年4月1日
栗山中央病院 病院長